

新宿区立しんじゅく多文化共生プラザ利用基準

(趣旨)

第 1 条 この利用基準は、新宿区立しんじゅく多文化共生プラザ条例施行規則（平成 17 年新宿区規則第 125 号。以下「規則」という。）第 10 条の規定に基づき、規則の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸切利用登録)

第 2 条 新宿区立しんじゅく多文化共生プラザ条例（平成 17 年新宿区条例第 37 号。以下「条例」という。）第 7 条第 2 項各号に該当するもののうち、多目的スペースの貸切りによる利用（以下「貸切利用」という。）を希望するものは、事前に貸切利用の登録（以下「貸切利用登録」という。）を行うことができる。

2 貸切利用登録の有効期間は、別途定める。

(貸切利用登録の申請)

第 3 条 貸切利用登録の申請は、しんじゅく多文化共生プラザ多目的スペース貸切利用登録申請書（第 1 号様式）により行うものとする。

(貸切利用登録の承認)

第 4 条 しんじゅく多文化共生プラザ所長（以下「所長」という。）は、前条の申請に対し、承認をしたときは、当該申請をした者（以下「申請者」という。）に対し、しんじゅく多文化共生プラザ多目的スペース貸切利用登録証（第 2 号様式。以下「利用登録証」という。）を交付するものとする。

(貸切利用登録の不承認)

第 5 条 所長は、第 3 条の申請に対し、承認をしないときは、申請者に対し、しんじゅく多文化共生プラザ多目的スペース貸切利用登録不承認通知書（第 3 号様式）により通知する。

(貸切利用登録の変更の届出)

第 6 条 貸切利用登録を行った団体又は個人は、当該貸切利用登録の内容に変更があった場合は、所長に対し、速やかに届出を行うものとする。

(貸切利用登録の取消し)

第 7 条 所長は、条例第 10 条第 1 号から第 3 号までの規定に該当する行為を行った団体又は個人の貸切利用登録を取り消すことができる。

2 所長は、前項の規定による取消しを行った場合には、しんじゅく多文化共生プラザ多目的スペース貸切利用登録取消通知書（第 4 号様式）により通知する。この場合において、所長は、当該取消しを行った団体又は個人に対し、当該取消しの日から 1 年間を経過した後でなければ、再度の登録を認めないことができる。

(貸切利用承認の条件)

第 8 条 条例第 8 条第 1 項の規定による申請（以下「貸切利用申請」という。）は、利用予定人数が 5 人以上の場合に限り、これを承認することができる。

(利用時間)

第 9 条 規則第 3 条に規定する利用時間には、機材の搬入、搬出等の準備及び後片付けの時間を含む。

(貸切利用資格の確認方法)

第10条 貸切利用の適否の確認は、貸切利用申請の都度、会員名簿、活動に伴って作成したチラシ又は資料、規約等の活動内容が分かる資料に基づいて行う。ただし、利用登録証の提示があった場合には、当該確認を省略することができる。

(貸切利用承認の上限)

第11条 条例第8条第1項の承認をすることができる区分の数は、規則第2条及び第3条に規定する区分に応じ、原則として月当たり3区分を上限とする。ただし、利用月の前月の第2木曜日(当該日が休館日に当たるときは、当該日前の直近の休館日でない日)以降に限り、月当たり6区分まで当該承認をすることができる。

(抽選の方法)

第12条 規則第6条ただし書に定める抽選の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 抽選を行う会場は、所長が別に定める場合を除き、しんじゅく多文化共生プラザ(以下「プラザ」という。)とする。
- (2) 午前9時までに抽選を行う会場に入場したものを抽選の対象とする。なお、入場は、原則として1団体1名とする。
- (3) 前号に規定するものを対象として抽選を行い、当選した順に貸切利用申請を受ける。

(抽選後の受付方法)

第13条 前条に規定する方法による抽選終了後の貸切利用申請は、先着順に受け付ける。

(コーナーの設置)

第14条 交流スペースには次の各号に掲げるコーナーを設け、その概要は当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 資料・情報コーナー 多言語の生活情報に関する資料、多文化共生に関する図書及び雑誌、外国語の書籍等、多文化共生に資する資料、パンフレット等を備える。当該資料等をプラザ外に許可なく持ち出すことは、配布用のものを除き、認めない。
- (2) 日本語学習コーナー 日本語の学習を支援するための教材、資料等を備える。当該教材等をプラザ外に許可なく持ち出すことは、認めない。
- (3) 相談コーナー 条例第3条第3号に掲げる事業のために利用することを目的とする。

(行為の禁止)

第15条 プラザにおいては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 許可なく他の利用者に質問をし、又は撮影をする等他の利用者に迷惑を及ぼす行為
- (2) プラカードを持ち、鉢巻き等をして座り込み、又は大きな音を出す等他の利用者に迷惑を及ぼす行為
- (3) 喫煙等ハイジヤの利用規則に反する行為
- (4) 交流スペース及び多目的スペースでの飲食。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 水筒、ペットボトル等中身がこぼれない容器に入れたアルコール類以外の飲物を飲む場合

イ 多文化共生に資する飲食を目的としない行事で、所長が必要と認める場合

(標準処理期間)

第16条 貸切利用登録に係る事務及び貸切利用の承認に係る事務における標準処理期間は、14日とする。

附 則

1 この基準は、平成26年12月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

第1号様式（第3条関係）

しんじゅく多文化共生プラザ多目的スペース貸切利用登録申請書

しんじゅく多文化共生プラザ 所長 あて

しんじゅく多文化共生プラザの多目的スペースの利用に関し、下記により貸切利用登録を申請します。

年 月 日

| | | |
|--------------|--------|---|
| 団体・ (個人名) | | |
| 代表者・ (個人) | 氏 名 | |
| | 住 所 | 〒 |
| | 電話番号 | |
| | E-mail | |
| 活動内容 | | |

※ 下記に同意される方は、口にチェック (☑) をご記入ください。

□ 記入された情報を多文化共生のネットワーク化に使用することを承諾します。

| 所 長 | 担 当 | 受 付 |
|-----|-----|-----|
| | | |

第2号様式（第4条関係）

（表） 第2号様式（第4条関係）

しんじゅく多文化共生プラザ
多目的スペース貸切利用登録証

団体・個人名：

代表者名：

有効期間：

*多目的スペースの予約時に本証をご提示ください。

新宿区しんじゅく多文化共生プラザ

（裏）

注意事項

- ・多目的スペース利用終了後は、机・椅子・備品等を元に戻してください。
- ・使用時間を守ってください。
- ・机や椅子を汚さないでください。
- ・他の方に迷惑がかからないように利用してください。
- ・備品を使用する際は、必ず受付にお声かけください。
- ・代表者名など貸切利用登録の内容に変更があった場合は、しんじゅく多文化共生プラザにお知らせ下さい。

第3号様式（第5条関係）

第3号様式（第5条関係）

しんじゅく多文化共生プラザ多目的スペース
貸切利用登録不承認通知書

●月○日付で申請のあった、しんじゅく多文化共生プラザの多目的スペース貸切利用登録申請について下記のとおり不承認とします。

年 月 日
しんじゅく多文化共生プラザ 所長

| | | |
|--------------|-----------------------------------|---|
| 団体・ (個人名) | | |
| 代表者・ (個人) | 氏 名 | |
| | 住 所 | 〒 |
| 不承認の 理由 | 新宿区立しんじゅく多文化共生プラザ条例第7条第2項に該当しないため | |

第4号様式（第7条関係）

第4号様式（第7条関係）

しんじゅく多文化共生プラザ多目的スペース
貸切利用登録取消通知書

しんじゅく多文化共生プラザの多目的スペース貸切利用登録を、下記のとおり取り消
します。

年 月 日
しんじゅく多文化共生プラザ 所長

| | | |
|--------------|---------------------------------|---|
| 団体・ (個人名) | | |
| 代表者・ (個人) | 氏 名 | |
| | 住 所 | 〒 |
| 不承認の 理由 | 新宿区立しんじゅく多文化共生プラザ利用基準第7条に該当するため | |